

改正

平成23年3月31日条例第13号
平成26年9月30日条例第24号
平成31年3月29日条例第20号
令和2年10月5日条例第32号

延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

延岡市母子家庭医療費助成に関する条例（昭和54年条例第22号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「配偶者のない女子」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する者をいう。

2 この条例において「配偶者のない男子」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別し、又は離婚した男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が1年以上明らかでない男子
- (3) 配偶者から1年以上遺棄されている男子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により1年以上労働能力を失っている男子
- (6) 配偶者が法令により1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

3 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

4 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

5 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する療養の給付並びに療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

7 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院、診療所及び薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。

（助成の対象）

第3条 医療費の助成の対象となる者は、社会保険各法に規定する被保険者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、20歳未満の者を扶養する配偶者のない女子又は配偶者のない男子
- (2) 市内に住所を有する配偶者のない女子又は配偶者のない男子が扶養している児童
- (3) 市内に住所を有する父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、医療費の助成は行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等の規定により医療の給付を受ける者
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定の例により計算された所得の額が同条第1項の規定により政令で定める額以上である者又は同額以上の所得がある者が扶養している児

童

(3) 延岡市子ども医療費助成に関する条例(昭和49年条例第47号)の規定により医療費の助成を受ける乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)

(助成)

第4条 市長は、受給資格者(第6条の規定により受給資格証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)の疾病又は負傷に関して行われた保険給付に係る医療費のうち、受給資格者(前条第1項第2号及び第3号に規定する児童にあっては、当該児童又は当該児童を扶養している者)が負担した一部負担金の額から月額1,000円を控除した額を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童(6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)に係る保険給付について、延岡市子ども医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成を受けるときは、当該助成の対象である保険給付に係る医療費の助成は行わない。

3 医療費の助成は、受給資格者の申請に基づいて行うものとする。ただし、入院に係る医療費の助成は、受給資格者に助成すべき額を当該保険給付に係る保険医療機関等の請求に基づき当該保険医療機関等に支払うことにより行うことができるものとする。

(受給資格証の交付申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を申請しなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請を行った者について、医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、その者(以下「受給資格者」という。)の氏名、住所等を記載した受給資格証を交付するものとする。

2 前項の受給資格証は、毎年11月1日に更新する。

(助成の期間)

第7条 医療費の助成は、受給資格証の交付の申請があった日から、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた保険給付について行うものとする。

(受給資格証の提示)

第8条 受給資格者は、保険給付を受けようとするときは、当該保険給付を受けようとする保険医療機関等に対し、受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第9条 受給資格者は、医療費の助成を受けようとするときは、市長に対し、保険給付を受けた月を単位として申請しなければならない。

2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月の初日から起算して、1年を経過した日以後においてははすることができない。

(助成の決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、内容を審査し、速やかに医療費の助成を決定するものとする。

(届出の義務)

第11条 受給資格者は、その氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は保険給付に係る給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、保険給付に係る給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、医療費の助成を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、当該助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(申請等の手続)

第14条 第4条第3項、第5条及び第9条第1項の規定に基づく申請並びに第11条の規定に基づく届出（以下「申請等」という。）を行うべき者が第3条第1項第2号又は第3号に規定する児童に該当するときは、当該児童を扶養している者が申請等の手続を行うものとする。

（規則への委任）

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の延岡市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、第7条の規定にかかわらず、平成20年10月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の延岡市母子家庭医療費助成に関する条例の規定により交付された受給資格証は、改正後の条例の相当規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成23年3月31日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に交付された改正前の第5条に規定する母子及び父子家庭医療費受給資格証は、改正後の第5条に規定するひとり親家庭等医療費受給資格証とみなす。

（延岡市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正）

3 延岡市乳幼児医療費助成に関する条例（昭和49年条例第47号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年9月30日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条第1項の改正規定に限る。）は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、平成31年4月1日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和2年10月5日条例第32号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

昭和54年12月14日

規則第24号

改正	平成6年6月29日規則第13号	平成17年3月23日規則第4号
	平成20年9月26日規則第17号	平成22年3月30日規則第3号
	〔この規則で題名改正〕	
	平成23年3月31日規則第12号	平成28年3月31日規則第35号
	〔この規則で題名改正〕	

(目的)

第1条 この規則は、延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成20年条例第29号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格証の交付等)

第2条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認められた者についてはひとり親家庭等医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付し、不適当と認められた者についてはひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第6条第2項の規定による受給資格証の更新を受けようとする者は、更新前の受給資格証その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

4 受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格者のすべての者が受給資格を失ったときは、受給資格者は受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(助成の申請方法)

第3条 条例第9条の規定による医療費の助成の申請は、ひとり親家庭等医療費助成金申請書（様式第4号）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、保険医療機関等から同項の申請に係る一部負担金の額の記載を受け、又は当該一部負担金に係る領収書を添付しなければならない。

(助成の決定等)

第4条 市長は、条例第10条の規定による医療費の助成の決定について、適当と認められた者については条例第4条の規定による助成を行い、不適当と認められた者についてはひとり親家庭等医療費助成金却下通知書（様式第5号）により、当該医療費の助成を申請した者に通知するものとする。

(届出)

第5条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受給資格者の住所、氏名及び個人番号
- (2) 被保険者の氏名及び個人番号
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号
- (5) 附加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失
- (8) その他必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届（様式第6号）により行わなければならない。

3 条例第11条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（様式第7号）により行うものとする。

(再交付)

第6条 受給資格者は、受給資格証を破損又は亡失したときは、市長に対し、再交付の申請をひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書（様式第8号）により行わなければならない。

2 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた場合において、亡失した受給資格証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 条例第12条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書(様式第9号)により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月29日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月23日規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第35号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。